

1. 経済成長法

このたび予定されている経済成長法には、企業の負担軽減を主な目的とした多くの新規則が盛り込まれています。300ページ近いこの法草案に含まれる主な新規則をご紹介します。

ここで紹介する規則の多くは、2024年1月1日以降の適用を予定しています。

◆ 少額資産における新たな限度額

現在、いわゆる少額資産の取得・製造価額は、ネット額が800ユーロ以下であれば全額を一括償却することが可能です。前提条件として、資産は独立して利用可能かつ償却可能な動産でなければなりません。この一括償却可能限度額が、資産ひとつにつき1,000ユーロまで引き上げられる予定です。

これに合わせ、動産のいわゆるプール償却に関する規則も調整される予定です。プール償却には、取得・製造価額が250ユーロから1,000ユーロまでの資産を含めることが可能です。これまでのプール償却では、資産は一律で5年かけて償却され、その際個々の資産の耐用年数は考慮されませんでした。この点について、新規則ではプール償却対象限度額を1,000ユーロから5,000ユーロへ拡大、更に償却年数が5年から3年へ引き下げられる予定です。

◆ 特別償却額の引き上げ

所得税法第7g条5項により、年間利益が20万ユーロを超えない企業は、動産を取得したその年とその後の4年間に、投資額の最大20%ずつを償却することが認められています。これは通常の減価償却の規則と並行して適用されます。この点について、新規則では特別償却額が投資額の最大50%まで引き上げられる予定です。

◆ 定率法による減価償却の一時的導入

資産を減価償却する場合、通常は耐用年数にわたって毎年定額での償却が行われます。今回、動産に関して定率法による減価償却が導入されることになりました。定率法での減価償却では、取得・製造価額の最大25%（ただし定額法による償却額の最大2.5倍まで）の償却が可能です。償却額は初年度で一番高くなり、年を追うごとに減少していきます。この新規則は、2023年9月30日以降2024年12月31日までに取得もしくは製造された動産に適用されます。

◆ 社用電気自動車のプライベート利用

社用車をプライベートで利用する場合、その利用分は課税対象となります。この際、課税額の算出においては車両価格が重要な指標となります。ガソリン車とは異なり、電気自動車を社用車として利用する場合には、プライベート利用による課税額の算出基準額を税込新車価格の4分の1まで減額することが可能です。

こちらは従来、電気自動車の税込新車価格が6万ユーロ以下であることが前提条件とされていました。この度、この限度額が8万ユーロまで引き上げられる予定です。また、税込新車価格がこの限度額を超過した場合には、税込新車価格の50%が課税対象となります。

◆ VAT申告の簡易化

前年度のVAT納税額が2,000ユーロ以下の事業者においては、VAT前申告の義務が免除される予定です。この規則は、従来は1,000ユーロを限度額としていました。更に、小規模事業者は今後、原則としてVAT確定申告の提出を免除される予定です。ただし、リバースチャージの枠内での売上を上げている場合には対象となりません。

◆ 法人税課税の選択肢拡大

これまでには人的会社（Personenhandels-gesellschaft）およびパートナーシップ会社（Partnerschaftsgesellschaft）のみが、法人税課税におけるより有益な選択肢を取ることが可能でした。予定されている新規則によれば、今後は他のすべての形態、特に民法上の会社（GbR）などの人的会社にもこの選択肢が与えられることとなります。

◆ 繰越損失額の拡大

所得税、法人税、事業税において、現行の事業年度における利益を既存の繰越損失額と相殺する場合、相殺基準限度額は利益100万ユーロ、これを超過した分の利益についてはその60%のみが相殺可能となります（いわゆる最低課税）。つまり、前年度から繰り越した欠損金の額に関わらず、現行事業年度において100万ユーロを超える利益が発生した場合には、必ず税負担が発生するということとなります。所得税における夫婦合算申告の場合、この限度額は200万ユーロとなります。

また、2024年から2027年までの期間限定で、現在60%に規定されている相殺限度額が80%まで引き上げられる予定です。この規則は事業税における欠損金の相殺にも適用されます。

◆ 電子請求書の使用義務化

2025年以降、事業者間の取引（いわゆるB2B）において、電子請求書の発行義務が導入される予定です。電子形式で発行、送付、受領および処理可能な請求書のみが電子請求書として認められます。そしてこの種の請求書が、原則として売上税においても唯一認可された形式のものとなります。

この際、請求書は特定の電子形式で発行される必要があります。例として、簡易なPDF形式で発行されEメールで送付される請求書は、電子請求書として認められません。請求書が正式な電子形式でない場合、主にVATにおける不利な影響を受けることとなります。紙媒体での請求書の法的優先順位は、この場合取り消されます。

ただし例外もあり、少額請求書や最終消費者への請求書（いわゆるB2C）、乗車券は従来通り紙媒体での発行が認められています。

2025年1月1日から2025年12月31日までの間に行われる事業者間取引については、新規定の電子形式の代わりに、紙媒体での請求書や新規定に即しない形式での電子請求書も認められています。ただしこの場合には、請求書受領者の同意が前提条件となります。また、前暦年の売上が80万ユーロを超えない事業者においては、2026年12月31日まで紙媒体の請求書が認められています。

2026年1月1日以降2027年12月31日までの期間に行われる事業者間取引については、電子データ交換手続き（EDI - electronic data interchange）を利用して送信される場合、新規定の電子請求書に加えて別の電子形式でも発行されなければなりません。この場合にも受領者の同意が必要となります。

※ 新規定の電子請求書は、税務署への電子請求書申告システムにおける最初の前提条件となります。これにより、請求書の精査がリアルタイムで行われ、VAT（売上税）における不正行為を効果的に精査することが可能となります。このシステムが具体的にいつ導入されるかについては現在まだ発表されていませんが、現行のスケジュール通りであれば企業にとっては2024年が、2025年以降の新しい請求書発行基準に対応する準備期間となります。将来的にはこの変更に応じて、ERPシステム等を含む企業内で利用するソフトウェアの調整が必要となります。

◆ 新しい金利上限の導入

過少資本税制の一環として新たな金利上限の導入により、国際的な関連企業間の融資が厳しくなる恐れがあります。例として、ドイツの子会社が外国の親会社からグループ内融資を受ける場合などがこれに当たります。その際の利息費用は原則として、上限金利を超えた場合、原則として損金不算入となります。上限金利とは、民法第247条による基礎利率に2%を加算したものです。

ただし、金利上限を超える利息での融資であっても、第三者間でその利率が使用されることを証明できれば、高金利でも適正と認められます。更に、融資元が国外で経済活動を行っている場合、この規則は適用されません。金利上限は、基礎利率が調整された翌月に適用されます。

◆ 国内租税上のスキームの申告義務

租税上のスキームとは、簡単に言えば各種の税法に触れることなく税負担を軽減しようとする行為のことです。国際的な租税上のスキームについては既に申告義務が規定されているのに対し、国内租税上のスキームの申告義務については何年も法草案で検討されてきましたが、未だ実現されていません。

これについて今回、新たな試みが実行に移されることになりました。この度の法草案は、既存の国際租税スキームの申告義務に忠実に基づいて作成されています。申告義務は、租税手配の利用者だけでなく、手配をコンセプトとしてサービスを提供する仲介者（弁護士、税理士、銀行など）にも適用されます。

税務上の優位性を生み出すそれぞれの状況が申告義務の対象となるかどうかは、規定された指標のリストによって判断されます。報告義務は、合法的な国内租税スキームを禁止するものではありませんが、税務当局は、どのような手配モデルが利用されているのか、概要を把握したいと考えています。

税務当局の観点から言えば、各手配モデルの正規性を的確に調査することができるため、この情報は税務調査にも有効です。安定した所得が年間200万ユーロ以下の個人または企業、および課税対象となる売上が年間5千万ユーロ以下の企業は、申告義務の対象となりません。

※ この規則の具体的な適用日は、連邦財務省よりまだ決定されていません。ただし税務当局がこの規則に応じたITシステムを作成する必要があるため、2025年以前の適用はないと推測されます。

◆ 顧客への贈答品の非課税限度額引き上げ

これまで従業員以外の第三者や顧客への贈答品には、受取人一人につき年間35ユーロの非課税額が規定されてきました。この度、この非課税限度額が年間50ユーロまで引き上げられる予定です。限度額を超えた場合、その事業年度に贈られた受取人への贈答品全額が課税対象となります。

◆ 日当非課税額

事業者においては事業支出、従業員においては必要経費として認められる日当非課税額が変更される予定です。この非課税額は従来、自宅および職場における不在時間が24時間の日には28ユーロ、8時間以上24時間未満の日には14ユーロと規定されてきました。これがそれぞれ30ユーロおよび15ユーロへ引き上げられる予定です。

◆ イベント費用の取り扱い

社内イベントにかかる費用には、イベント1回につき従業員1人当たりの控除額が規定されています。この控除額の上限は従来110ユーロとされてきましたが、このたび150ユーロへ引き上げられる予定です。またこの控除額は、招待された人数ではなく実際に出席した人数をもとに算出されます。

「非課税限度額」とは異なり、110ユーロの「控除額」では、この金額を超えた分のみが課税対象となります（例：1人当たり120ユーロのイベント費用では、10ユーロが課税対象）。また、控除額超過分については25%の一律課税が可能です。この控除額は年2回まで適用可能です。

2. 社用車利用における走行記録

社用車をプライベートでも利用する場合、プライベートでの利用分についてはいわゆる1%規則と呼ばれる一律課税か、走行記録による課税が選択可能です。プライベートでの利用が多くない場合や、プライベート利用分と業務利用分の厳密な算出が必要となる場合には、走行記録をつけることが推奨されています。

作成した走行記録簿が税務上認められるためには、すべての費用が個々の証票によって証明可能でなければなりません。連邦財務裁判所の2022年末の判決によれば、ガソリン消費量による走行距離の算出等、証票による証明ができない見積もりは、正式な算出方法として認められません。走行記録による課税が認められない場合、プライベート利用分は一律課税で処理されることとなります。一律課税法では月に税込新車価格の1%、および通勤片道分が税込新車価格の0,03%で考慮されます。

3. チェーン取引のVAT（売上税）法上の取り扱い

2023年春の連邦財務省の発表によれば、法改正によってチェーン取引の売上税法上の取り扱いが変更となりました。チェーン取引では、複数の事業者が一件の輸送取引に関与します。財貨は輸送元の事業者から最終的な受領者へと直送されます。この際、それぞれの取引について税務上の判断が異なり、「財貨の移動を伴う取引」と「財貨の移動を伴わない取引」として区別されます。

国境を超えるケースにおける特別規則として、EU域内輸送や輸出取引等、財貨の移動を伴う取引のみが非課税となるというものがありません。実務におけるリスクは、課税対象となる輸送取引と申告義務が他国において把握されない恐れがあることです。

◆ 「財貨の移動を伴う取引」の決定

連邦財務省は、チェーン取引における財貨の移動を伴う取引は原則として、取引に関与した事業者のうちの誰が財貨輸送の責任を負うかにより決定されるとしています。誰が輸送を行ったのか、あるいは輸送を手配したのか、証憑により明確に示されなければなりません。輸送業者を手配した場合、その手配をした者が輸送を行ったと判断されます。

例：

ドイツの事業者Aが、ベルギーの事業者Bに商品を注文した。Bの元に在庫がなかったため、Bは同じくベルギーで事業を営むCに商品を注文した。商品はCから直接Aへ、配送業者を介して輸送された。配送業者の手配を行ったのはBであり、全員が自分の国のVAT ID番号を有している。

商品の動き：C（ベルギー）→A（ドイツ）

請求書の動き：C（ベルギー）→B（ベルギー）→A（ドイツ）

輸送業者を手配したのがBであり、引き受けの際に輸送にかかる費用とリスクをすべて負担することから、財貨の移動を伴う取引の動きはBからAであると判断される。CからBへの輸送はいわゆる「財貨の移動を伴わない取引」である。

財貨の移動を伴う取引の動きがCからBであった場合、この輸送はBにとってドイツ国内での課税対象の輸送になる。その場合、Bは場合によってはドイツでVAT番号を取得、VAT申告を行い、売上税を申告し納付しなければならない。

連邦財務省によれば、財貨の移動を伴う取引は原則として「中間業者（Zwischenhändler）」へ財貨が輸送される取引に帰属するものと判断されます。中間業者はこの判断を覆すこともできますが、その場合には輸送の出発地となる国のVAT ID番号が必要となります。VAT ID番号は既に契約時点で取得されていなければならない。またすべての関連書類に記載されていなければならない。書類に印刷されただけのVAT ID番号のみでは不十分であると見なされます。ただし第三国を経由するチェーン取引においては、財貨の発送元の国でのVAT ID番号もしくは税番号を利用することで、中間業者による輸送または発送を証明することが可能です。

売上税法上のチェーン取引に関する規則は、特に国境を超えるケースにおいては非常に複雑となります。税務上の問題を避けるためにも、チェーン取引ご検討の際には必ず税理士にご相談することをお勧め致します。

4. 収益税情報報告書（Ertragsteuerinformationsbericht）

2023年6月16日、連邦参議院はEU指令2021/2101国内法化に関する法草案（Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie (EU) 2021/2101）を可決し、ドイツ商法における開示義務規定が改正されることになりました。この法改正により、特定の企業に対して収益税情報報告書（公的国別報告書／pCbCR）の開示義務が課せられました。こちらの規則は、2024年6月21日以降開始される会計年度から適用されます。

会計年度で最低2年間（連結）売上高7億5000万ユーロを超える国内多国籍企業、もしくは EU域外所在の多国籍企業の国内子会社（大中規模企業）が対象となります。そのほか、EU域外に所在する究極親会社と子会社の国内支店および国内子会社（孫会社）の売上高が会計年度最低2年間1200万ユーロを超え、さらにその後2年間の売上高が1200万ユーロを下回らない企業も対象となります。

収益税情報報告書の内容は、主に業務活動、従業員数、収益、税引前利益、税額で、従来の国別報告書の簡易化したものとなります。

また、ドイツ国内支店の決算書開示義務が、EU域内に所在する企業の支店のみに限定されていましたが、今回の法改正によりEU域外に所在する企業の国内支店も開示義務が発生することになります。

5. 49ユーロチケットの税務的側面

新たに導入された49ユーロチケット（ドイツチケット）により、2023年5月から国内の公共交通機関を無制限で利用可能になりました（ICE、IC、ECは対象外）。特定の条件を満たすことで、雇用者はこのチケット費用の全額または一部を非課税かつ社会保険料免除で支給することが可能です。また、雇用者がチケット費用の最低25%を支給する場合、チケット発行価格は5%減額となります。

ただしこの際に重要となるのは、雇用者からの支給額が通常の給与とは別に追加で支払われているということです。非課税かつ社会保険料免除での支給はこの条件を満たした場合にのみ認められます。つまり、本来課税対象であった給与の一部を非課税にすることや、既に取り決められていた給与との相殺は認められません。

支給額を非課税かつ社会保険料免除とする場合、従業員側ではマイレージ計算法によって算出される交通費をその分減額しなければなりません。もしくは雇用者が支給額に対し25%の一律課税を行うことで、従業員は従来通りの交通費を受け取るすることも可能です。

2023年、2024年中、マイレージ計算法による交通費は原則として自宅から職場までの片道1kmにつき0.30ユーロ、21km以上からは1kmにつき0.38ユーロと規定されています（片道分のみ）。この金額は2026年末まで適用されます。

支給額を非課税かつ社会保険料免除とする場合、従業員側ではマイレージ計算法によって算出される交通費をその分減額しなければなりません。もしくは雇用者が支給額に対し25%の一律課税を行うことで、従業員は従来通りの交通費を受け取るすることも可能です。

2023年、2024年中、マイレージ計算法による交通費は原則として自宅から職場までの片道1kmにつき0.30ユーロ、21km以上からは1kmにつき0.38ユーロと規定されています（片道分のみ）。この金額は2026年末まで適用されます。

6. 賃金税税務調査

賃金税における誤りは特に社会保険料、特に健康・介護・失業保険、年金保険料や雇用者負担の積立保険料に影響を及ぼします。

賃金税について何らかの誤りが発覚した場合には犯罪行為として見なされることもあるため、雇用者は誤りが発生しないよう対策を講じなければなりません。ある事例においてバーデンヴュルテンベルク州社会裁判所は、賃金税外部調査報告書は速やかにドイツ年金機構へ提出されなければならないとの判決を下しました。これを怠った場合、社会保険料を意図的に納めていないものと見なされます。

これは特に、賃金税調査報告書の中に納税義務者の負担となるような内容が記載されている場合に当てはまります。極端な場合、社会保険調査の枠内において社会保険料は30年後まで遡及して請求される可能性があります。これに加え、遅延期間の長さにより積み重なった延滞金も課されることとなります。

7. 自宅における仕事部屋の詳細とホームオフィス一律控除額の明確化

2023年より、自宅における仕事部屋の規則とホームオフィス一律控除額が改訂されました。連邦財務省はこの新規則の詳細について下記のようにコメントしています。

◆ 自宅での仕事部屋

原則として、自宅での仕事部屋にかかる費用を全額控除するためには、その仕事部屋が職業活動全体の中心となっていなければなりません。ただしこの規則簡易化のため、2023年1月1日より年間1,260ユーロの一律控除額が導入されました。この一律控除額は証憑無しで必要経費または事業支出として考慮可能です。実際にかかった費用がこの一律控除額を超えた場合に限り、費用の詳細に関する証明が必要となります。

年間一律控除額は従業員一人につき一度の適用が可能です。つまり複数の仕事を掛け持ちしている場合には、控除額を仕事ごとに分ける必要があります。また連邦財務省は、通常の業務用品のほか、業務上の事由による電話やインターネット料金は自宅における仕事部屋の費用には含まれないとしています。つまり、これらの費用は1,260ユーロの一律控除額には含まれず、別途必要経費または事業支出として控除が可能となります。

また自宅での仕事部屋は、部屋の構造上、業務利用のみに限定される独立した部屋でなければなりません。専用の仕事部屋がない場合は実際にかかった費用の控除が認められず、一律控除額のみが適用可能となります。

◆ ホームオフィス一律控除額

2023年1月1日以降、ホームオフィス一律控除額が拡大されました。新規則によれば、自宅における就業日一日につき6ユーロ、年間最大1,260ユーロ（210日分）が控除可能となります。この控除額は2022年末までは最大600ユーロ（1日につき5ユーロ、年間最大120日）とされていました。

連邦財務省はここでも、電話代やインターネット料金は一律控除額には含まれず、別途控除可能であるとしています。二重家計控除により第二住居（勤務地側の住居）にかかる費用が既に控除されている場合、その住居でホームオフィスを行った日数については、ホームオフィス一律控除額の適用が認められません

一律控除額は、業務を主として自宅で行ったすべての日に適用可能です。一日の控除額に加えて通勤費用を考慮することは原則として認められていませんが、以下2つの例外もあります。

ケース1：

自宅での業務に加えて出張があった場合、一律控除額に加えて交通費も控除可能です。ただしその場合、一律控除額はその日の業務が主として、つまり実際の業務時間の半分以上を自宅で行った場合にのみ適用されます。

ケース2：

仕事のために利用できる場所が他になく、業務が自宅および職場、または自宅および自宅から離れた場所（出張先等）で行われた場合、一律控除額に加えて通勤費や交通費を控除することが可能です。この場合、その日の業務が主として自宅で行われている必要はありません。例えば、教師がこのケースに当たります。

8. 二重家計における費用負担

二重家計が税務上認められるためには、第一住居のほかに、職場に明らかに近い第二住居が必要となります。従って、第二住居は業務上の事由から設けられたものでなければなりません。

特に若い独身の単身赴任者の場合、第一住居が両親のもとにあるというケースが珍しくありません。この場合に二重家計が認められるためには、第一住居における経済的関与の証明が可能でなければなりません。

連邦財務裁判所は2023年の判決で、税務当局の「負担額が第一住居の月次費用の10%を超えない場合は、経済的関与を認めない」という判断に、新たな見解を明らかにしました。

連邦財務裁判所は税務当局のこの厳格な基準については否定しており、支払いは必ずしも毎月定額で行われる必要はないとしています。また、支払いを遡及して行ったり、一度でまとまった額を支払うことも認めています。加えて連邦財務裁判所は、二重家計を認めるにあたり、必ずしも第一住居が両親の住居と明確に区分されている必要はないとの判決を下しました。

いずれにせよ重要となるのは、生活費における経済的関与ということになります。二重家計の費用控除が個々のケースにおいて可能であるか否かは、税理士に確認する必要があります。

※ ここでの「生活費」とはかなり包括的なもので、食費のほか、家賃やローンの分割払い、電話代やインターネット料金、修繕費や共用の家電・家具にかかる費用なども含まれます。

9. 社内イベント費用のVAT控除

社内イベントにかかる費用は、イベント1回、参加者一人につき110ユーロの控除額が年2回まで適用可能です。この控除額を超えて雇用者が負担した分のみが、賃金税および社会保険料の対象となります。また、一律課税の選択肢もあります。

原則として雇用者は社内イベント費用のVAT控除が可能です。これはイベントが主に業務上の事由で開催される場合に適用されます。つまり例として、接待も兼ねた強制参加の行事はこれに該当しますが、社員旅行やクリスマスパーティーは対象となりません。

2023年に連邦財務裁判所は、クリスマスパーティーの一環として行われたグループクッキングに関して判決を下しました。裁判所は、このイベントにかかった費用は主に従業員のプライベート目的で発生したものであるとの判断から、原則としてVATの控除を認めませんでした。従業員のプライベート目的の費用がイベント1回につき110ユーロの控除額を超えない場合に限り、連邦財務裁判所は「心づけ」としてVAT控除が認められるとしています。

※ 社内イベントに関しては、所得税とVATとで異なる規則が適用されます。所得税では110ユーロの控除額が規定されており、この金額までであれば従業員一人あたりの費用は課税対象のFRINGE BENEFITとは見なされません。これに対しVAT法上、社内イベントの経費が所得税法上の110ユーロの控除額を超えた場合、全額VAT控除が認められなくなります。

10. インフレーション緩和手当

2022年末時点で既に決定されていたインフレーション緩和手当に関する規則によれば、雇用者が従業員に対し給与とは別に追加で手当や賞与を支払う場合、その金額は2022年10月26日以降2024年12月31日の期間中であれば最大3,000ユーロまでが非課税かつ社会保険料免除と取り扱うことが可能です。合計金額が3,000ユーロを超過しない限り、複数回に分けて支給することも可能です。

ただし毎年の賞与など、従業員への支払いが既に契約上取り決められているものを非課税とすることはできません。

11. 2024年からの最低賃金引き上げ

最低賃金委員会によれば、2024年1月1日より最低賃金が従来の12ユーロから12.41ユーロへ引き上げられる予定です。2025年には更に12.82ユーロへの引き上げが予定されています。また最低賃金委員会は連邦政府に対し2年ごと最低賃金を調整するよう提案しており、連邦労働省によればこの提案は認められる予定です。

12. 基礎控除額の引き上げ

2023年に基礎控除額が従来の10,347ユーロから561ユーロ増加し、10,908ユーロへと引き上げられました。これについて、2024年には更に11,604ユーロへの引き上げが予定されています。夫婦合算申告の場合、基礎控除額は2倍になります（2024年以降23,208ユーロ）。

13. 出資者に対する貸付債権の適正利息

原則として、個別の貸付債権契約を結ぶことにより、出資者は自身が出資している企業から融資を受けることが可能です。よくある少額貸付債権については、出資者清算口座を使用して記帳を行うこともできます。

このような貸付債権について、出資者に対する債権が無利息とされていた点を争う裁判が行われていましたが、連邦財務裁判所はこれに対し、このような債権は独立企業間における利息と同等の利息を課さなければならないとの見解を示しました。また実際の運用上で疑問となる「隠れた利益配当」と見なされないための適正な利率についても連邦財務裁判所は言及しており、これによると適正な利率とは第三者が同等の条件下で融資を行う場合設定した利率です。また特別な事情が無い限り、契約当事者同士が銀行の市場金利におけるマージンを分割することに関して連邦財務裁判所は否定していません。

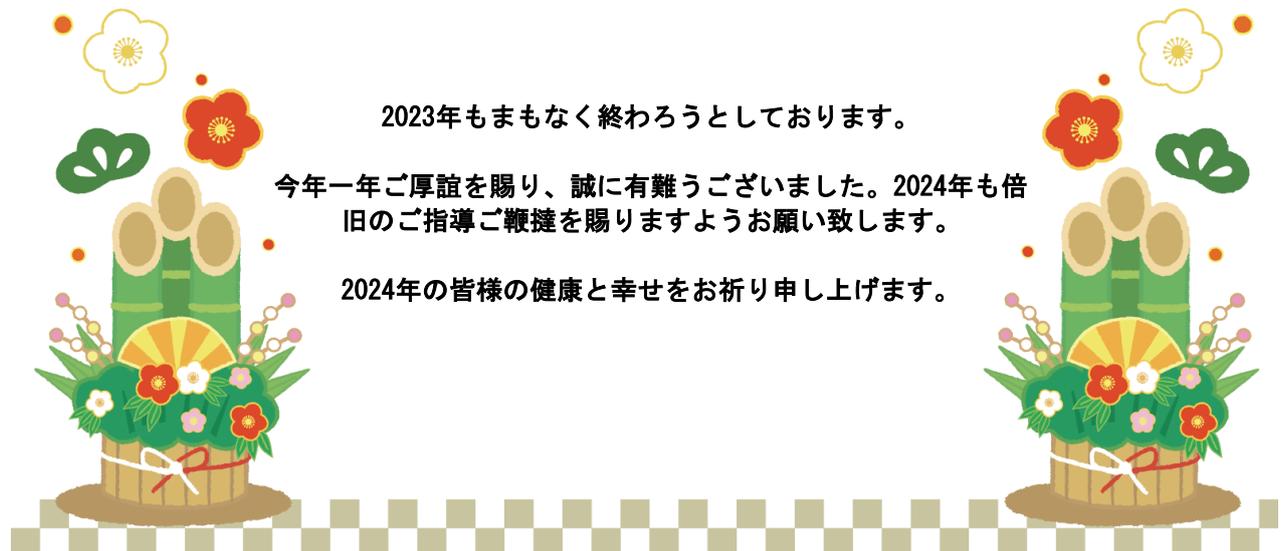
14. 確定申告の提出期限延長

第4次コロナ税務支援法により、確定申告（所得税、法人税、事業税および売上税）の提出期限が延長されました。

税理士を通して作成・提出される確定申告の提出期限は以下のとおりです。

- ・ 2022年：2024年7月31日
- ・ 2023年：2025年6月2日
- ・ 2024年：2026年4月30日

2025年からはコロナ以前の期限に戻るため、2025年度の申告書は税理士を通す場合、2027年3月1日までに提出しなければなりません。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de
Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>